徳島県規則第64号

徳島県立男女共同参画総合支援センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

徳島県立男女共同参画総合支援センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立男女共同参画総合支援センター管理規則（平成18年徳島県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項を次のように改める。

徳島県立男女共同参画総合支援センターの設置及び管理に関する条例（平成18年徳島県条例第17号。以下「条例」という。）第７条の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者（第１号において「申請者」という。）は、次の各号のいずれかの方法により、条例第３条第１項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に申請しなければならない。

⑴　申請者の住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、利用の目的、利用期間その他必要な事項（次号において「住所及び氏名等」という。）を記載した申請書を指定管理者に提出する方法

⑵　指定管理者の定めるところにより、電子情報処理組織を使用して住所及び氏名等を入力することにより行う方法

第２条第２項中「申請書」を「規定による申請」に、「提出しなければ」を「行わなければ」に改める。

第３条中「文書で」を「文書その他指定管理者が定める方法により」に改める。

第６条中「に係る許可書を交付する際、現金」を「の日の翌日から起算して14日以内において指定管理者が指定する日までに、納入通知書その他知事が定める方法」に改める。

別表白布の項中「50円」を「６４０円」に改め、同表レールライトの項を削り、同表の備考に次の１項を加える。

３　前２項の規定にかかわらず、白布に係る「１回」とは、当該白布を利用する催物の開始から終了までの間の利用をいう。

附　則

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に利用の許可を受けている用具の利用に係る使用料については、なお従前の例による。